

改正 平成一五年 三月 七日条例第二一号 平成二二年一二月二四日条例第五四号
美容師法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。）第八条第三号及び第十三条第四号並びに美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号。以下「政令」という。）第四条第三号の規定により、美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置、美容所について講ずべき衛生上必要な措置及び美容所以外の場所で業を行うことができる場合を定めるものとする。

一部改正〔平成一五年条例二一号〕

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第二条 法第八条第三号に規定する衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 作業中は清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面作業の際は清潔なマスクを使用すること。
- 二 手指は、清潔に保ち、客一人ごとの作業着手前に消毒すること。
- 三 刈布その他の客用の被布は、清潔なものを使用すること。

(美容所について講ずべき措置)

第三条 法第十三条第四号に規定する衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 隔壁等により外部及び他の施設と区画すること。
- 二 作業所の床面積は、美容を行うときに使用するいすが一台の場合にあっては六・六平方メートル以上とし、一台を超える場合にあってはその超える数が一台を増すごとに三・三平方メートルを六・六平方メートルに加えた面積以上とすること。
- 三 待合所を設け、作業所とこれを区画すること。ただし、客が美容が行われる直前まで美容所内において待つ必要がないことが明らかであるときは、待合所を設けないことができる。
- 四 皮膚に接する布片及び器具を清潔に保管するための設備を設けること。
- 五 作業所内に洗髪及び洗顔を行うことができる流水式の設備を設けること。ただし、頭髮に係る作業を行わない美容所にあっては、美容所内に洗顔を行うことができる流水式の設備を設ければ足りる。

一部改正〔平成二二年条例五四号〕

(美容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第四条 政令第四条第三号に規定する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 停泊中の船舶の乗船者であって上陸できないものに対して美容を行う場合
- 二 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対して美容を行う場合
- 三 演芸等（演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。以下この号において同じ。）に出演する者に対してその演芸等の直前に美容を行う場合

追加〔平成一五年条例二一号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第十一条第一項の規定による届出をしている者の当該届出に係る美容所について講ずべき措置のうち作業所の床面積に係る措置については、施行日以後最初に当該届出に係る美容所の構造設備に変更を生じるまでの間は、第三条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月七日条例第二十一号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月二十四日条例第五十四号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の規定による届出をしている者の当該届出に係る理容所について講ずべき措置については、施行日以後最初に当該届出に係る理容所の構造に変更を生じるまでの間は、第一条の規定による改正後の理容師法施行条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十一条第一項の規定による届出をしている者の当該届出に係る美容所について講ずべき措置については、施行日以後最初に当該届出に係る美容所の構造に変更を生じるまでの間は、第二条の規定による改正後の美容師法施行条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。